
保 健 室 等

1. 保健室の利用

学内でケガをしたときや、急に気分が悪くなったときには、保健室を利用してください。また、月曜日～金曜日には女性の看護師が出校し、健康相談等にも応じていますので、併せて利用してください。ダイヤルイン 044(953)9859

看護師在室時間 月～金曜日 10:30～16:30 試験期間 10:30～16:30

※時間外は学務部学生課へ申し出てください

開 室 日 南校舎 月～金曜日
北校舎 水・木曜日

2. 校医

高橋 啓泰 先生 (新百合ヶ丘ステーションクリニック院長)

小田急アコルデ新百合ヶ丘5階 044(966)1855

3. 定期健康診断

①受診の仕方

学生は、自己の健康保持のために、1年1回の健康診断を受けることが学校保健法で義務づけられています。本学では毎年4月に健康診断を実施していますので、全員必ず受診してください。(学校負担) ※実施日はオリエンテーション日程で確認してください。

なお、病気等やむを得ない理由で受診できなかった学生は、4月末までに各自医療機関等にて健康診断を受けてください。(自己負担)

②健康診断書の発行について

(1)受診した学生には健康診断書が発行されます(親展1通・開示1通の2通までは無料配付)。

掲示で定められた期間内に保健室へ取りに来てください。

(2)再発行について

必要が生じた場合は学生課で証明書の再発行を申請してください(再発行料 1,080 円)。

再発行には申請より4日間を必要とします。

4. 自宅外通学者の保険証(遠隔地被保険者証)について

自宅外通学者は、万一病気やケガをした場合にそなえて、予め自分の健康保険証を取り寄せておきましょう。

<手続き方法>

学務部教務課にて在学証明書の交付を受け、父母が加入している保険機関に「遠隔地被保険者証」の請求をすると交付されます。この保険証は毎年更新されますので、その再交付の手続き時にも在学証明書の添付が必要です。

5. 麻疹(はしか)とインフルエンザに注意

麻疹やインフルエンザは、本人に重い症状が出るだけでなく、感染力の極めて強い病気として、学校感染症(*第二種)に指定されている感染症です。急な発熱など感染が疑われる症状がある場合は、すぐに医療機関で受診してください。また、麻疹やインフルエンザが心配な人は、医療機関に相談し、必要があれば予防接種を受けてください。

●麻疹と疑われる症状

37.5 度以上の急な発熱

鼻水、咳、痰、だるさ 眼の充血、眼やに、涙

口のなかに白い斑点・顔面(耳のうしろ)から全身に広がる赤い発疹 (この症状は最初からでるものではありません)

●インフルエンザと疑われる症状

38.0 度以上の急な発熱

頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状 のどの痛み、鼻水など

①感染の疑いがある場合

麻疹やインフルエンザに感染した疑いがある場合は、大学への登校は止め、すぐに医療機関で受診してください。(麻疹やインフルエンザ)感染の疑いがあることを、事前に医療機関に電話連絡をしてから、通院(受診)しましょう。

②麻疹やインフルエンザに感染した人と接触した場合

麻疹の場合は、接触 3 日以内に予防接種を受ければ、発症予防の効果があるといわれています。インフルエンザの場合はこのような報告はありませんが、あらかじめ予防接種をすることで、発症時の重症化を防げるとされています。

③医療機関で「麻疹」や「インフルエンザ」と診断された場合

これらの感染症に罹患した場合は、登校してはいけません。医師の診断により登校可能となるまで、自宅で療養してください。(*百日咳、おたふくかぜ、風疹、みずぼうそうも同様です。)また、感染状況を把握するため大学(保健室または学生課)に電話連絡をしてください。保健室 044(953)9859 学務部学生課 044(953)9835